ガス個別要綱(まちエネガス)新旧比較表

ガス個別要綱(まちエネガス)新旧比較表 新	旧	備考
ガス個別要綱 (まちエネガス)	ガス個別要綱 (まちエネガス)	
2026年1月1日実施	2022年11月1日実施	
株式会社CDエナジーダイレクト	株式会社CDエナジーダイレクト	

備考 新 IΒ 1. 用語の定義 1. 用語の定義 本個別要綱において使用する「まちエネガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別 本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。 要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。 (1) 「まちエネガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当 社との間で締結するガス需給契約をいいます。 2. 適用条件 2. 適用条件 本個別要綱は、一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク株式会社)の託送供給約 本個別要綱は、一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク株式会社)の託送供給約 款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域で、お客さまがまちエ 款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域で、お客さまがまちエ ネガスを希望され、MCリテールエナジー株式会社(以下「MCリテールエナジー」と ネガスを希望され、MCリテールエナジー株式会社(以下「MCリテールエナジー」と いいます。)が当社の代理業者として、お客さまから申し込みを受付し、お客さまと当 いいます。) が当社の代理業者として、お客さまから申込みを受付し、お客さまと当社 社とが合意したときに適用いたします。 とが合意したときに適用いたします。 3. 料金 3. 料金 (1) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は3(2)(3)の規定 (1) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)(3)の規定に より調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料 により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して 金を算定いたします。 料金を算定いたします。 (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原 (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原 料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単 料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単 位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替え 位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替え てその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用 てその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用 基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。 基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。

(算 式)

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)

> =基準単位料金+<u>原料費調整額(</u>0.081 円×原料価格変動額/100 円 × [1+消費税率])

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - <u>原料費調整額(</u>0.081 円×原料価格変動額/100 円 × [1+消費税率])

(備 考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位 以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の 原料費調整額は小数点第3位以下を切り上げたものといたします。

- (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
 - =基準単位料金+0.081 円×原料価格変動額/100 円

×<u>(</u>1+消費税率)

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
 - =基準単位料金-0.081 円×原料価格変動額/100 円

× (1+消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

57,250円

② 平均原料価格 (トン当たり)

ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

- =トン当たりLNG平均価格×0.9479
- +トン当たりLPG平均価格×0.0546
- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

4. その他

- (1) <u>ガス基本契約要綱</u>5 (使用の申し込み) (1)の規定にかかわらず、お客さまが本個別要綱の適用を希望する場合は、あらかじめ<u>ガス基本契約要綱</u>及び本個別要綱、並びに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾し、またガスの供給に必要なお客さまの情報を当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、MCリテールエナジー又はその指定店を通じて当社にガス使用の申し込みをしていただきます。なお、当該申し込みについては、<u>ガス基本契約要綱5</u> (使用の申し込み) (2)、(3)及び(4)が適用されるものといたします。
- (2) <u>ガス基本契約要綱</u> 2 (ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更) (2) の規定に<u>かかわらず</u>、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱をMCリテールエナジーのホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、<u>ガス基本契約要綱</u>におけるインターネット上での開示は、MCリテールエナジーのホームページに掲示する方法を含むものといたします。
- (3) 当社は、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項<u>並びに</u>お客さまとMCリテールエナジー又はまちエネガス販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、MCリテールエナジー又はまちエネガス販売の委託先に情報を提供すること及びMCリテールエナジーから情報の提供を受けることがあります。
- (4) その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。

57, 250円

② 平均原料価格 (トン当たり)

ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

- =トン当たりLNG平均価格×0.9479
- +トン当たり L P G 平均価格×0.0546
- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格。

4. その他

- (1) <u>基本要綱</u>5 (使用の申し込み) (1)の規定にかかわらず、お客さまが本個別要綱の適用を希望する場合は、あらかじめ<u>基本要綱</u>及び本個別要綱、並びに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾し、またガスの供給に必要なお客さまの情報を当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、MCリテールエナジー<u>または</u>その指定店を通じて当社にガス使用の申し込みをしていただきます。なお、当該<u>申込み</u>については、<u>基本要綱 5</u> (使用の申し込み) (2)、(3)及び(4)が適用されるものといたします。
- (2) <u>基本要綱</u>2 (ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更) (2) の規定に<u>ついて</u>、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱をMCリテールエナジーのホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、<u>基本要綱</u>におけるインターネット上での開示は、MCリテールエナジーのホームページに掲示する方法を含むものといたします。
- (3) 当社は、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項<u>ならびに</u>お客さまとMCリテールエナジー又はまちエネガス販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、MCリテールエナジー又はまちエネガス販売の委託先に情報を提供すること及びMCリテールエナジーから情報の提供を受けることがあります。
- (4) その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。

(消費税等相当額を含みます。)

(消費税等相当額を含みます。)

和	新		
口)基準単位料金		口) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	126.42円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	126.42円 (消費税等相当額を含みます。)
ハ)調整単位料金ロ)の基準単位料金をもとに<u>3</u>(2)(3当たりの単位料金といたします。	3)の規定により算定した1立方メートル	ハ)調整単位料金 ロ)の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2) <u>及</u> ル当たりの単位料金といたします。	<u>び</u> (3) の規定により算定した 1 立方メート
料金表C イ)基本料金		③ 料金表 Cイ)基本料金	
1か月及びガスメーター1個につ き	1,193.39円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,193.39円 (消費税等相当額を含みます。)
口) 基準単位料金		口) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	124.28円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	124.28円 (消費税等相当額を含みます。)
 ハ)調整単位料金 ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3) 当たりの単位料金といたします。 料金表D イ)基本料金 	8)の規定により算定した1立方メートル	ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2) <u>及</u> ル当たりの単位料金といたします。 ④ 料金表 D イ) 基本料金	び(3)の規定により算定した 1 立方メート
1か月及びガスメーター1個につき	1,833.02円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,833.02円 (消費税等相当額を含みます。)
口)基準単位料金	(旧兵仏寺和コ帜と口でなり。)	口) 基準単位料金	(旧兵ル守旧コ帜と口がより。)
1立方メートルにつき	121.08円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	121.08円 (消費税等相当額を含みます。)
ハ)調整単位料金ロ)の基準単位料金をもとに<u>3</u>(2)(3当たりの単位料金といたします。料金表E	3)の規定により算定した1立方メートル	ハ)調整単位料金ロ)の基準単位料金をもとに3(2)及ル当たりの単位料金といたします。⑤ 料金表E	び(3)の規定により算定した 1 立方メート
ロ)の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2)(3 当たりの単位料金といたします。	8)の規定により算定した1立方メートル	ロ) の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2) <u>及</u> ル当たりの単位料金といたします。	び(3)の規定により算定した 1 立方メート

新		旧		備考
口) 基準単位料金		口) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	112.54円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	112.54円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2)(3)の規定により算定した1立方メートル 当たりの単位料金といたします。		ハ)調整単位料金ロ)の基準単位料金をもとに3(2)及ル当たりの単位料金といたします。		
⑥ 料金表F		⑥ 料金表F		
イ)基本料金		イ) 基本料金		
1か月及びガスメーター1個につき	12,065.05円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	12,065.05円 (消費税等相当額を含みます。)	
口) 基準単位料金		口) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	105.09円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	105.09円 (消費税等相当額を含みます。)	
当たりの単位料金といたします。		ル当たりの単位料金といたします。		